

6. 資料集

(1) 三股町まちづくり基本条例

(平成 24 年 12 月 28 日条例第 24 号)

改正 平成 25 年 3 月 26 日条例第 17 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 4 条)
 - 第 2 章 まちづくりの基本原則(第 5 条－第 8 条)
 - 第 3 章 まちづくりの主体における権利と役割
 - 第 1 節 町民の権利と責務(第 9 条・第 10 条)
 - 第 2 節 地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者の役割(第 11 条－第 15 条)
 - 第 3 節 町役場の役割(第 16 条－第 18 条)
 - 第 4 章 参加と協働のまちづくりを行うための仕組み
 - 第 1 節 情報の公開、提供及び説明責任(第 19 条・第 20 条)
 - 第 2 節 町民等の町政への参加の機会確保(第 21 条－第 24 条)
 - 第 3 節 参加と協働のまちづくりを行うための町政運営(第 25 条－第 27 条)
 - 第 5 章 まちづくりの主体による協働の推進(第 28 条－第 31 条)
 - 第 6 章 町議会及びその他の機関との連携
 - 第 1 節 町議会との関係(第 32 条)
 - 第 2 節 その他の機関との連携(第 33 条)
 - 第 7 章 条例の見直し(第 34 条)
 - 第 8 章 補則(第 35 条)
- 附則

三股町は、高千穂の峰をはじめとする雄大な霧島山系を眺望する都城盆地の南東に位置し、鰐塚山系の緑豊かな山々をいただきながら山系に源を発する多くの清流が町民の生活を潤すとともに、宮崎を代表するつつじの名所、椎八重公園や桜の名所、上米公園などの花の名所が点在する「花と緑と水」のまちである。ここに、棒踊りをはじめ各地域ごとに特色のある伝統や文化、芸能を脈々と受け継いで人々が暮らしてきた。

そして、全国的に市町村の合併が進む中、単独町政を自ら選択し、古くから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、先人達の自治への取組を礎に私たちの町が持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれた自主、自立のまちづくりを町民と町役場との協働により目指すこととした。

今日、地域のことは地域の責任のもとに決定し、個性豊かな地域を実現しようとする社会の到来を目指そうとしている。今後のまちづくりは、町民一人一人がまちづくりの構成員であることを自覚し、人と人とのつながりをはぐくみながら主体的にまちづくりに参加していくとともに、町民、町役場は、それぞれの立場を尊重しながら「自助」、「共助」、「公助」の考えを基本に相互に補いながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要がある。

そこで、地方分権の時代における三股町のまちづくりの確立を目指すために地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく二元代表制のもとに、まちづくりに関する基本原則や町民の参加、協働の仕組みを定め、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自立と協働でつくる元気なまち三股を実現するため、法の規定に基づく二元代表制のもと、まちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、町民等及び町役場の役割や責務等を定めることにより町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的とする。

（この条例の位置づけ）

第2条 この条例は、まちづくりの基本となる条例であり、町民等及び町役場は、法令等に違反しない限りにおいて、この条例の趣旨を尊重してまちづくりを進めるものとする。

2 町役場は、条例、規則等の制定、改正及び総合計画や重要な計画の策定、改定、実施に当たっては、法令等に違反しない限りにおいて、この条例で定める事項との整合性を図るものとする。

（まちづくりの主体）

第3条 この条例におけるまちづくりの主体とは、町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者及び町役場のそれぞれをいう。

（基本となる用語）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 伝統文化や自然を大切にしながら、協働による快適に安心して暮らすことのできる豊かな地域社会をつくるための公共的な取組（法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するものを除く。）をいう。
- (2) 町民 本町の区域内に住所を有する個人をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて住み良い地域社会をつくることを目的に自主的に活動する団体をいう。
- (4) 町民活動団体 営利、宗教及び政治を目的とせず福祉、文化及びスポーツなど一定の目的を持った公益性のある活動を町内を中心に行う者（本町の区域内に主たる事務所を有する者）をいう。
- (5) 事業者 本町の区域内において営利又は非営利（前号の規定に関するものを除く。）を目的として主たる事務所等を有し、事業を行う者をいう。
- (6) 町役場 町長その他の町の行政機関をいう。
- (7) 町民等 町民、地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者のまちづくりの主体をいう。

(8) 協働 町民等と町役場が対等の関係でそれぞれの役割分担に基づき連携し、協力しながら、まちづくりの推進及び地域社会の課題の解決を図る公共的な行動をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

(町民自治の原則)

第5条 町民等は、まちづくりに自主的に参加することにより、町民等が主体のまちづくりを行うものとする。

(情報共有の原則)

第6条 町民等及び町役場は、まちづくりの推進のためにそれぞれが保有する情報について、法令等の範囲内で公開又は提供並びに共有を図るように努めなければならない。

(参加の機会確保の原則)

第7条 まちづくりに町民等の意向を反映させるため、町役場は、町民等の参加の機会を確保しながらまちづくりを進めていくことを基本とする。

(協働の原則)

第8条 町民等及び町役場は、お互いに創意工夫しながら協力してまちづくりを行うものとする。

第3章 まちづくりの主体における権利と役割

第1節 町民の権利と責務

(町民の権利)

第9条 町民は、まちづくり(法に規定する選挙権に関する事、直接請求や住民投票これらに類するものを除く。)に参加することができる。

2 町民は、まちづくりについて意見を表明し、又は提言することができる。

3 町民は、町役場が保有するまちづくりに係わる情報の提供を法令等の範囲内において受けることができる。

(町民の責務)

第10条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに積極的に参加するように努めるものとする。

2 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに個々の立場を互いに尊重しながらまちづくりの推進に努めるものとする。

第2節 地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者の役割

(地域コミュニティの役割)

第11条 地域コミュニティは、その構成員の意見を取りまとめながら、地域自治の担い手として主体的なまちづくりに努めるものとする。

2 地域コミュニティは、町役場や他のまちづくりの主体との交流及び連携を図り、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(地域コミュニティ活動への参加)

第12条 町民は、地域の意見を反映し、まちづくりを多様に支えることができる地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティへの参加に努めるものとする。

(町民活動団体の役割)

第13条 町民活動団体は、自らの目的に沿った活動を通して、地域社会の一員として町役場や他のまちづくりの主体との交流及び連携を図り、地域の課題解決に向けて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(町民活動団体の活動の尊重)

第14条 町民は、福祉、文化、スポーツなど地域における多様なつながりを基礎とした、自発性及び自主性を基本とする町民活動団体の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。

(事業者の協力)

第15条 事業者は、地域社会の一員として社会的責任を認識するとともに、地域の公益的な活動に協力しながらまちづくりの推進に努めるものとする。

第3節 町役場の役割

(町長の役割)

第16条 町長は、町の代表者として公正かつ誠実なまちづくりを行うとともに、町民等の意向の反映と協働による町政の運営に努めなければならない。

(町の行政機関の役割)

第17条 町の行政機関は、まちづくりに関する町民等の意見及び提案を総合的に検討し、まちづくりに反映させるように努めなければならない。

(町職員の役割)

第18条 町職員は、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、この条例を尊重しながら町民等と協働してまちづくりに努めなければならない。

2 町職員は、自らが地域社会の一員として積極的に地域の公共的活動に参加するように努めるものとする。

第4章 参加と協働のまちづくりを行うための仕組み

第1節 情報の公開、提供及び説明責任

(情報の公開及び提供)

第19条 町役場は、町民等の参加によるまちづくりを推進するために、法令及び三股町情報公開条例（平成13年三股町条例第3号）で定めるところにより、町役場の保有する情報を公開し、及び提供しなければならない。

2 町役場は、情報の公開及び提供に当たっては、分かりやすい表現を用いて町民等に理解されるように努めるとともに、法令等に基づいて個人や団体の権利及び利益が侵害されることのないように措置しなければならない。

(説明責任)

第20条 町役場は、まちづくりの基本となる重要な施策の決定について、町民等から説明の要請があったときは、分かりやすく説明しなければならない。

第2節 町民等の町政への参加の機会確保

(計画策定等と施策実施時における参加の機会確保)

第21条 町役場は、総合計画やまちづくりの基本となる重要な施策及び条例の制定及び改定に当たり、町民等の参加する機会の確保に努めなければならない。

2 町役場は、施策の実施に当たっては、町民等の参加する機会の確保に努めなければならない。

(参加の方法)

第22条 町役場は、前条第1項に規定する参加の機会を確保するため、次に掲げる方法を必要に応じて行うものとする。

- (1) 審議会等
- (2) ワークショップ
- (3) パブリックコメント（町民等からの意見聴取）
- (4) アンケート
- (5) 町民座談会
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が別に認めた方法

(委員の公募)

第23条 町役場は、審議会等の委員の選任に当たっては、委員を公募するよう努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等で委員の資格要件が定められている審議会等
- (2) 特定の個人及び団体の非公開情報及び行政処分に係る審議会等
- (3) 専門的知識が要求される審議会等

(意見等の広聴)

第24条 町役場は、まちづくりに対する町民等からの要望、提言及び意見を広く聴きながら施策への反映に努めるものとする。

第3節 参加と協働のまちづくりを行うための町政運営

(総合計画等によるまちづくり)

第25条 町役場は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため総合計画を策定してまちづくりを推進するとともに、計画の策定に当たっては、この条例にのっとり行わなければならない。

2 総合計画は、新たな行政需要にも対応できるように検討を加え、必要な見直しを行うことができる。

3 町役場は、まちづくりに関する各行政部門ごとの計画を策定し、及び条例を制定する場合は、法令等に違反しない限りにおいて総合計画との整合性に配慮しなければならない。

(財政運営)

第26条 町役場は、自主自立のまちづくりを進めるために健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

2 町役場は、総合計画を踏まえた予算編成及び執行に努め、効率的な財政運営に努めなければならない。

3 町役場は、町の財政状況について分かりやすく公表しなければならない。

(助け合い体制の構築)

第27条 町役場は、あらゆる災害から町民の生命及び財産を守るため、町民等やその他関係団体との連携及び協力を図るとともに、地域の相互支援による助け合い体制の構築に努めなければならない。

第5章 まちづくりの主体による協働の推進

(各主体の連携・協力)

第28条 まちづくりの各主体は、第8条の協働の原則に基づきそれぞれの役割を認識し、まちづくりに努めるものとする。

(活動に対する支援・育成)

第29条 町役場は、地域コミュニティや町民活動団体の自主性、自立性を尊重し、これらの団体がまちづくりの主体として活発に活動できる環境の整備に努めるものとする。

2 町役場は、町民や前項の団体のまちづくりに参加する意識の啓発を図るものとする。

(町民等からの協働のまちづくりの提案)

第30条 町民等は、協働のまちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案及び意見(以下「提案等」という。)を町役場に提出(法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するもの及び第24条の規定に関するものを除く。)することができる。

2 町役場は、町民等が容易に提案等を提出できるよう必要な措置を講じるものとする。

3 町役場は、提案等の内容について事実関係を調査し、検討結果を提案者に回答するとともに、提案等の内容及びその検討結果を公表するものとする。

(協働のまちづくり推進会議)

第31条 町民等の参加と協働によるまちづくりを推進するために、町長は、協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、次に掲げること(法に規定する選挙権に関すること、直接請求、住民投票やこれらに類することを除く。)について審議提言を求めるものとする。

(1) まちづくりへの参加及び協働のまちづくりに係る推進施策に関すること。

(2) この条例の運用状況に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

2 町役場は、推進会議の内容を公表するとともに、その結果が今後のまちづくりへ反映するよう努めるものとする。

第6章 町議会及びその他の機関との連携

第1節 町議会との関係

(町議会との連携等)

第32条 町議会は、この条例の趣旨がまちづくりに適正に反映されているか独立の立場から監視及び検証に努めるものとする。

2 町議会は、政策論議、提案の充実を図ることにより町役場と連携しながらまちづくりに努めるものとする。

第2節 その他の機関との連携

(近隣の自治体等との連携及び協力)

第33条 町役場は、共通及び広域的な課題に対して県や近隣の自治体等との情報交換により相互理解を図るとともに、必要に応じて連携し、及び協力してまちづくりに努めるものとする。

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第34条 この条例は、社会経済情勢の変化、まちづくりの進捗状況等を勘案して必要に応じて見直しを行うものとする。

2 町役場は、前項の見直しを行うに当たっては、町民等の意見を聴取するとともに適切に反映させなければならない。

第8章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に際し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第17号)

この条例は、平成25年6月28日から施行する。

(2) 三股町自治公民館加入促進に関する協定書(平成27年8月締結)

三股町自治公民館連絡協議会(以下「甲」という。)、都城宅地建物取引業協同組合(以下「乙」という。)及び三股町(以下「丙」という。)は、三股町内の自治公民館への加入促進に関し、次に掲げる目的を推進するため協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、「自助・共助・公助」のバランスのとれた町民との協働によるまちづくりの推進のため、地域コミュニティの根幹である自治公民館への加入促進に関して、甲、乙及び丙が相互に連携するとともに協力関係を構築し、地域社会の発展に資することを目的とする。

(協定事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達するために相互に協力するものとし、それぞれの役割は、次のとおりとする。

(1) 甲は、構成員である自治公民館に対し、本協定の目的等を周知し、その意義が正しく理解されるよう努めるとともに、積極的に自治公民館加入促進に取り組むこと。

(2) 乙は、構成員である会員に対し、本協定の目的等を周知し、物件の販売、管理、仲介等の新規契約又は継続契約時において、自治公民館への加入を積極的に行うよう促すとともに、自治公民館が行う加入促進の取組が円滑に行われるよう努めること。

(3) 丙は、町民に対し、自治公民館が行う地域活動に関する情報を適宜提供し、自治公民館への加入啓発に努めること。

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれかから何らかの申出がないときは、同一条件をもって、満了の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

(その他)

第4条 本協定に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の三者で協議し、定めるものとする。

本協定の成立の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月26日

甲	三股町自治公民館連絡協議会
	会長 栗畑利博
乙	都城宅地建物取引業協同組合
	理事長 兒玉修一
丙	三股町
	町長 木佐貫辰生

(3) 三股町自治公民館加入促進条例

(令和8年3月23日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、三股町まちづくり基本条例（平成24年三股町条例第24号）に掲げる基本理念に基づき、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現をめざして町と協働で活動を推進する自治公民館への加入及びその活動への参加（以下、「自治公民館への加入等」という。）に関し、町民、自治公民館、事業者及び町の役割を明らかにし、自治公民館への加入等を通じて地域住民の連帯感を高め、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内の一定の区域に居住する者をいう。

(2) 自治公民館 町の区域内において、地縁によってつながりを持った町民が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。

(3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 町民、事業者及び町は、次に掲げる事項を基本理念として、自治公民館とともに、町民の自治公民館への加入等を促進するものとする。

(1) 支え合い及び助け合いの精神に基づき、地域住民相互のつながりを強化すること。

(2) 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。

(3) 町民、自治公民館、事業者及び町は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

(町民の役割)

第4条 町民は、一人ひとりが地域の一員であり、地域における安全・安心で快適な暮らしのために自治公民館が中心的な役割を果たしていることを理解し、自治公民館への加入及び自治公民館活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 町民は、地域における課題を共有し、住民同士の理解を深めるとともに、地域課題に関する意見や提案を行い、地域の発展に努めるものとする。

(自治公民館の役割)

第5条 自治公民館は、地域住民が自治公民館活動の重要性を十分に理解できるよう自治公民館活動の意義及び内容について説明を行い、地域住民の自発的な加入が促進されるよう努めるものとする。

2 自治公民館は、その活動に地域住民及び事業者が自主的かつ積極的に参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

3 自治公民館は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、自治公民館が果たす役割の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治公民館活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、町内に居住する従業員の自治公民館への加入及び自治公民館活動への参加に配慮するよう努めるものとする。

3 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う事業者は、当該住宅に入居しようとする者に対して、自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(町の役割)

第7条 町は、自治公民館に対する地域住民の理解と関心を深め、及び自治公民館の活動への地域住民の一層の参加が図られるよう広報活動、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町は、自治公民館が自立的かつ効果的な活動を行うことができるよう情報の提供、助言などの運営支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(4) 三股町自治公民館加入促進条例検討委員会委員名簿

No	所 属	役 職	氏 名
1	三股町自治公民館連絡協議会	会 長	嶋 田 松 夫
2	三股町自治公民館連絡協議会	副会長	中 村 勇
3	三股町自治公民館連絡協議会	会 計	中 村 都史雄
4	さんさんクラブ三股	会 長	荒 武 公 治
5	三股町子ども会連絡協議会	会 長	米 村 勝 男
6	三股町PTA連絡協議会	会 長	長井 のぞみ
7	三股町壮年連絡協議会	会 長	指 宿 安 正
8	三股町女性団体連絡協議会	会 長	荒 武 八重子
9	三股町民生員・児童委員連絡協議会	会 長	下 村 勉
10	南九州大学（教養教育センター）	准教授	植 村 秀 人
11	Social.good.fellows（まちづくり団体）	代 表	伊 藤 郁 美
12	総 務 課	課 長	瀬 尾 真 紀
13	環境水道課	課 長	岩 元 勝 二
14	教 育 課	課 長	山 田 正 人

事 務 局

No	所 属	役 職	氏 名
1	企画商工課	課 長	鈴 木 貴
2	企画商工課	課長補佐	高 山 秀 栄

